

【案】

宮崎県山村振興基本方針

令和 年 月

宮 崎 県

目 次

I	地域の概況	1
1	自然条件	1
2	社会的・経済的条件	2
II	Iを踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況	7
1	山村振興の課題	7
2	山村振興対策の実施状況と評価	11
III	振興の基本方針及び振興施策	12
1	振興山村の振興の意義及び方向に関する事項	12
2	交通施策に関する基本的事項	16
3	情報通信施策に関する基本的事項	17
4	産業基盤施策に関する基本的事項	17
5	産業振興施策に関する基本的事項	20
6	防災に係る施策に関する基本的事項	22
7	医療の確保に係る施策に関する基本的事項	23
8	社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項	23
9	文教施策に関する基本的事項	24
10	社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項	25
11	移住・交流施策に関する基本的事項	26
12	担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項	27
13	自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項	28
IV	他の地域振興等に関する計画との関連	29

山村振興基本方針書

都道府県名	宮 崎 県
作成年度	令和 7 年度

I 地域の概況

1 自然条件

本県は、九州の南東部に位置し、北は大分県、南は鹿児島県、西は熊本県に接し、東は太平洋に面しており、県土面積は 7,735 k m²である。

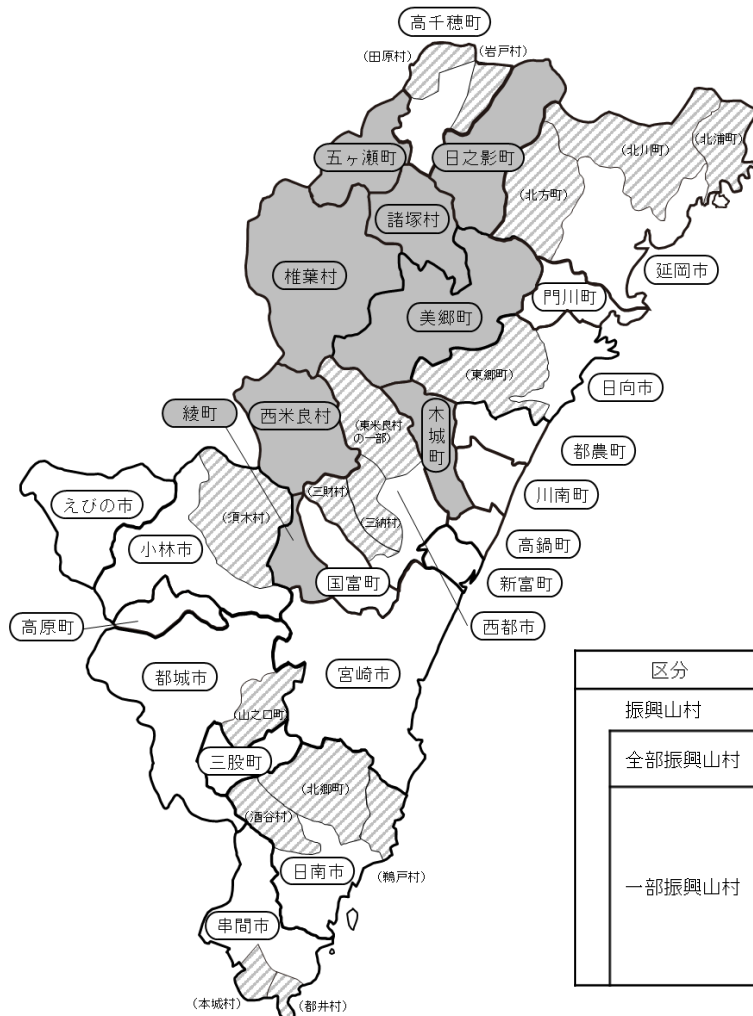
山岳地帯が多く、北西に祖母・傾の高峰を連ね、西は国見岳、市房山をはじめ南北に走る九州山地と、韓国岳、高千穂峰などの霧島連山がそびえている。

これらを水源に五ヶ瀬川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川など流路 70km 以上にわたる河川が太平洋にそそぎ豊富な水資源をもたらしている。

年間平均気温は 17.7℃と温暖・多照ではあるが、県北部では冬場の降雪もある。

このような自然条件のもと、山村振興法に基づき指定されている振興山村は、県内 26 市町村のうち、北西部を中心に 16 市町村（令和 7 年 4 月現在・一部指定を含む）であり、振興山村の面積は 4,126 k m²で県土面積の 53.3%を占めている。

○宮崎県振興山村地域（令和 7 年 4 月 1 日現在）



区分	数	該当する市町村
振興山村	16	(省略)
全部振興山村	8	綾町、西米良村、木城町、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町
一部振興山村	8	都城市(旧山之口町) 延岡市(旧北浦町、旧北川町、旧北方町) 日南市(旧北郷町、旧鶴戸村、旧酒谷村) 小林市(旧須木村) 日向市(旧東郷町) 串間市(旧本城村、旧都井村) 西都市(旧三財村、旧三納村、旧東米良村の一部) 高千穂町(旧岩戸村、旧田原村)

2 社会的・経済的条件

(1) 人口の動向

令和2年の国勢調査による振興山村の人口は65,987人で、本県人口1,069,576人の約6.2%を占めている。

県全体の人口は平成12年から減少しており、振興山村の人口推移は、平成22年の国勢調査が80,386人であるのに対し、令和2年では65,987人と10年間で14,399人（-17.9%）と県全体の減少幅に比べてより大きく減少した。

また、年齢構成を見ると、令和2年の振興山村における若年者（15歳～29歳）の比率は7.3%と全県の11.8%と比べ、4.5ポイント低くなっている。一方、高齢者（65歳以上）の比率は45.1%と全県の32.2%と比べ、12.9ポイント高くなっており、若年層の流出と地域住民の高齢化が進展している。

○年齢別人口構成の推移

（単位：人）

	区 分 (歳)	平成22年	令和2年	増減率	令和2年 各区分構成比
振 興 山 村	0～14	9,210	6,910	-25.0%	10.5%
	15～29	7,862	4,814	-38.8%	7.3%
	30～44	10,032	8,137	-18.9%	12.3%
	45～64	24,169	16,298	-32.6%	24.7%
	65～	29,107	29,782	2.3%	45.1%
	計	80,386	65,987	-17.9%	100.0%
宮 崎 県	0～14	158,588	139,773	-11.9%	13.1%
	15～29	159,137	125,929	-20.9%	11.8%
	30～44	199,177	172,224	-13.5%	16.1%
	45～64	322,540	270,102	-16.3%	25.3%
	65～	291,301	344,543	18.3%	32.2%
	計	1,135,233	1,069,576	-5.8%	100.0%

資料：総務省「国勢調査」

（注）合計の数値は、年齢不詳のものを含むため、各年齢層の和と必ずしも一致しない。

(2) 就業者及び産業の動向

本県の就業人口については、平成22年から令和2年の間で、県全体で0.4%の増加となっているが、振興山村においては、少子化、若年層の流出などによる人口の減少が進み、就業人口は14.2%の減少となっている。

産業別では、令和2年における振興山村の第一次産業就業人口は27.8%となっており、全県の9.8%と比べて構成比が高く、振興山村における基幹産業としての役割は大きいものがある。

また、振興山村市町村（一部振興山村の市町村は除く。）における市町村内総生産は平成24年度から令和4年度の間で11.6%の増加となっている。そのうち、振興山村の基幹産業である第一次産業における市町村内総生産は平成24年度から令和4年度の間で14.9%の増加となっており、第二次産業8.1%、第三次産業11.8%と比較しても高い増加率となっている。

○産業別就業人口の推移

（単位：人）

区分			就業人口			
			合計	第一次産業	第二次産業	第三次産業
実数	平成22年	振興山村	38,455	11,578	8,565	18,119
		全 県	531,213	60,300	110,638	341,523
	令和2年	振興山村	32,987	9,183	6,898	16,608
		全 県	533,427	52,406	110,264	370,757
	増減率	振興山村	-14.2%	-20.7%	-19.5%	-8.3%
		全 県	0.4%	-13.1%	-0.3%	8.6%
構成比	平成22年	振興山村	100%	30.1%	22.3%	47.1%
		全 県	100%	11.4%	20.8%	64.3%
	令和2年	振興山村	100%	27.8%	20.9%	50.3%
		全 県	100%	9.8%	20.7%	69.5%

資料：総務省「国勢調査」

（注）合計の数値は、分類不能のものを含むため、各産業別人口の和と必ずしも一致しない。

○市町村内総生産の推移

(単位：百万円)

区分		市町村内総生産				
		合計	第一次産業	第二次産業	第三次産業	
実数	平成24年度	振興山村	89,209	11,212	29,401	47,858
		全 県	3,377,202	156,224	732,484	2,467,713
	令和4年度	振興山村	99,514	12,877	31,780	53,515
		全 県	3,766,949	183,437	929,992	2,610,685
	増減率	振興山村	11.6%	14.9%	8.1%	11.8%
		全 県	11.5%	17.4%	27.0%	5.8%
構成比	平成24年度	振興山村	100%	12.6%	33.0%	53.6%
		全 県	100%	4.6%	21.7%	73.1%
	令和4年度	振興山村	100%	12.9%	31.9%	53.8%
		全 県	100%	4.9%	24.7%	69.3%

資料：宮崎県市町村民経済計算

- (注) 1. 総生産額は帰属利子等控除後の数値なので、項目の合計とは一致しない。
2. 振興山村の数値は、一部山村の市町村を除いている。

(3) 財政状況

財政状況については、振興山村市町村（一部振興山村の市町村は除く。）の財政力指数の平均（令和5年度）は0.27であり、県内全市町村の平均0.38に比べて低く、財政基盤は脆弱である。

(4) 交通の状況

道路の改良が進む一方で、公共交通については、人口減少に加え、自家用車と比べ利用時間の制約があること等から利用者が減少し、物価高騰等による運行費用の増加も相まって、交通事業者は厳しい経営環境にある。特に、バスについては、上記に加えて運転士不足が深刻化しており、一部地域ではそれに起因する減便が発生している。

(5) 情報通信の状況

振興山村のうち、民間企業の参入が図られていない地域等では、市町村が主体となって情報通信基盤の整備を進めているが、一部に携帯電話の不感地域や超高速ブロードバンド未整備地域などが残されており、情報通信格差の全面的な解消には至っていない。

(6) **土地利用の状況**

県内の全部振興山村の面積に占める林野面積の割合は90.6%であり、耕地面積の割合は1.9%を占めている。また、荒廃農地の面積は概ね横ばいで推移しているものの、今後増加する可能性が懸念されている。

(7) **近年の主な自然災害の発生状況**

令和6年10月22日に記録的短時間大雨情報が発表され、1時間あたり120ミリ程度の降雨があり、一部振興山村地域が含まれる延岡市で土砂災害が発生、1名行方不明となった。

(8) **医療の状況**

山村地域においては、民間による医療提供が困難であることから、主に自治体が設置する医療機関により医療が提供されているが、医療資源が限られているため、急性期から回復期、生活期までの患者を受け入れる体制が不十分な状況がある。

(9) **社会福祉の状況**

高齢化に伴い、介護給付等対象サービスや老人福祉法に基づく福祉サービスの利用ニーズは増えているものの、サービス提供体制の維持が課題となっている地域が見られる。

(10) **教育の状況**

本県の小・中学校の児童生徒数は減少傾向にあり、山村地域においては学校の小規模化が進んでいる。

県内振興山村外の高等学校への進学のために、域外に転出や通学をする若者がやや増える傾向にある。

(11) **社会・生活環境の状況**

県内振興山村においては、水道普及率、水洗化率ともに大幅な改善が図られたが、依然として一部地域では下水道の未整備が見られる。

人口流出に伴う空き家の増加やその管理が課題となっているが、一部地域では移住希望者向けのマッチングサービスにより、空き家の提供が進んでいる。

(12) **移住・交流の状況**

振興山村によっては、新規就農や林業への就業等を契機に他地域から移住する住民が見られるが、減少する人口を埋め合わせるまでには至らず、さらなる移住の推進が図られている。また、移住にまで至らなくとも関係人口の増加を目指し、各地域において祭や神楽などの運営に関わる方を域外から募集したり、地域課題を解決するワークショップを都市部で開催するなどの取組も同時並行的に進められている状況にある。

(13) 自然環境や景観の保全状況

振興山村における豊かな自然は、各地域における多面的機能の発揮に資するほか、美しい景観は、日々の暮らしに潤いを与えるとともに他地域からの移住や交流を促す山村の価値や魅力の一つとして重要であり、各振興山村においても固有の自然環境や景観を維持管理に関する取組が行われている。一方で、無秩序な開発や、来訪者のマナー違反等による自然環境への悪影響が報告されるケースがある。

II Iを踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況

1 山村振興の課題

(1) 総論

本県の振興山村においては、県内他地域に比べ人口減少率が著しく高く、特に若年層を中心とする人口の流失と出生率の低下による少子化・高齢化が進行し、農林水産業をはじめとした各種産業、文化、教育、福祉サービス等の提供にわたる担い手不足が課題である。

また、基幹産業である農林業の低迷と担い手の減少により農地と森林が荒廃し、山村の持つ多面的機能が著しく低下することが懸念されている。

山村の機能を維持していくためには、人口流出の抑制とともに、他地域からの移住者や関係人口の増加により担い手や人材を確保するほか、人口減少下でも日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保し、将来にわたって住み慣れた地域に住み続けることができる仕組みづくり（宮崎ひなた生活圏づくり）を促進する必要がある。

(2) 各論

ア 交通について

公共交通機関の路線の見直し、減便・廃止や運転士不足等により、山村地域における日常的な移動のための交通手段の確保が困難な地域が増えている。このため、高齢者等の通院や、学生の域外への通学が難しくなるなど、移動の問題が域外への移住を促す要因の一つになっていることが危惧される。

イ 情報通信について

過疎地域の利便性向上や地域の持続的発展を図るため、行政や産業、また、地域の暮らしの中でデジタル技術の積極的な利活用を図っていく必要がある。

また、市町村が整備した情報通信基盤の維持管理費用や更新経費が厳しい財政状況の中で大きな課題となっていることから、市町村の負担軽減を図っていく必要がある。

さらに、情報通信技術の進展に対応しながら、住民の利便性向上や行政手続の効率化を進めていくとともに、高齢者等が情報通信技術を容易に活用できるよう配慮することが求められる。

ウ 産業基盤整備について

農地については、使用されない農地を農地中間管理機構によって集積し、新たな借り手により有効活用されているケースもあるが、遊休農地となっているものや荒廃農地化が進んでいるものが少なくない。農業経営基盤強化促進法改正を受け、地域計画が策定されたため、各地域においては地域計画の話し合いの中で遊休農地の発生防止や解消等について取り組む必要がある。地域の農業が将来に向けて、生産力の高い状態を維持できるよう、小規模な基盤整備や農

地へのアクセスの向上のための農道等の整備を推進する必要がある。併せて、農地・農業用水利施設の有する雨水貯留機能や洪水調節機能を適切に発揮するため、農業用ため池や排水施設の整備を行う必要がある。

林地については、国産材利用が促される流れを受け、県下の山村における森林資源の利活用を推進していく方向であり、木材の生産性向上を図るとともに、伐採後の植栽等の手入れを適切に行う上でも、路網の整備を進める必要がある。

エ 産業振興について

農業においては、営農者の高齢化や労働力不足が顕著な中で、生産条件が不利なことに加え後継者がいないことにより離農が進んでいる状況であり、主産業としての農業の維持・継続を図るためにも、農地の集積と集約化、スマート農業の導入等による負担軽減等を促進する等により成長産業化を進める取組や投資が必要となっている。また、近年、人口減少と相まって、新規就農者が減少しているが、その定着を支援するとともに、継続的な新規就農者の確保・育成を促進する必要がある。

林業においては、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を推進し、森林・林業・木材産業の振興を図るため、森林所有者の意識醸成や森林整備事業による再造林の推進、県産材の需要拡大対策など、総合的な取組を進めていく必要がある。

一次産業以外の産業においても、地域住民の生活に必要なサービス業の衰退などが課題となっており、一次産業と同様に担い手の確保や革新技术によって、産業の維持と活性化を図ることが課題である。

農林漁業以外の生産業や観光業等のサービス業等においては、既従事者の安定的な生活の確保の観点から、また、他地域からの移住や定住を促す就業先の確保の観点からも、維持・発展することが求められる。また、起業等による新たな雇用先の創出を図ることも重要である。

高速道路の延伸を受けて宿泊客の減少が見られる観光を主産業とする地域等においては、従来から当地が有する価値や魅力とともに当地に滞在する良さについて効果的な発信を図るとともに、新たな観光資源発掘や創出を図る必要がある。

この他、産業の一環として、恵まれた自然環境を活かした再生可能エネルギーの生産と供給についても、地域産業の振興を図る上で有望であり、この活用が図られることが期待される。

昨今、イノシシやシカ等の野生鳥獣による被害が深刻化していることから、狩猟者等による狩猟や有害鳥獣捕獲を後押しする必要がある。捕獲後の野生鳥獣は中山間地域における有効な資源として活用されることを促す必要がある。

オ 防災について

地理的条件及び近年の気候変動による線状降水帯をはじめとした豪雨が増加傾向であることや、令和4年台風14号により、一部地域において数日間にわたり物流

が途絶えることとなった教訓を踏まえ、なお一層の防災対策の推進が不可欠である。

カ 医療について

山村地域においては、医師や看護師などの医療従事者の確保が課題であるため、自治医科大学卒業医師の計画的な派遣や地域卒業医師の勤務の促進などの取組が必要であるとともに、高齢化が進む中、急性期から在宅医療等を幅広く支えるため、特定行為研修修了者等の高度かつ専門的な知識と技術を持つ看護師の確保・育成も求められている。

また、限られた医療資源の中で、医療提供体制に支障が生じないようにするためには、ICTの活用などが必要となるとともに、高次の救急医療施設に搬送できる体制の充実も必要となる。

キ 社会福祉について

高齢化に伴い、介護給付等対象サービスや老人福祉法に基づく福祉サービスの利用ニーズは増えていることから、そのニーズに応じた介護保険サービス等を受けられるよう、地域の実情を踏まえたサービス基盤の計画的な整備・充実を図るとともに、限られた人材や資源の中で、より質の高いサービスを提供するため、介護テクノロジーの活用促進が必要である。

人手不足により、要介護者に対する訪問サービスの提供や運営が困難となっている地域がある。

ク 文化や教育について

山村は、各地において固有の文化を有しており、遺跡や工芸といった目に見えるものはもちろん、祭り、慣習や食文化などは、その地域の価値や魅力を高めるものであり、他地域からの移住や交流の動機付けや理由になり得るものとしても重要であることから、地域の文化を維持・継承していくための担い手の確保・育成が課題である。

少子化や人口の流出に伴い、子どもの数が減少し学級数の減少や複式学級が増える状況であり、他地域と同水準の教育を受けられるような体制や、デジタル技術を活用したオンライン授業の活用等、地理的条件不利性を補うツールの環境整備が課題である。また併せて、廃校の活用が課題となっている地域が多い。

高校あるいは中学校への進学に伴い、居住する山村外の学校への通学が必要となる場合には、交通の利便性が悪く時間を要する、交通手段の確保が難しいといった事情がある。

ケ 社会・生活環境について

振興山村においては、他地域と格差なく住民が安心して暮らすことが出来る環境を維持することが、流出の抑制や、振興山村への移住者の定着を促す上で重要なことから、感染症等が発生した場合でも生活の安定や福祉の向上が保たれることや、

昨今、農産物被害ばかりでなく住民への危害が問題となっている鳥獣被害防止等が課題である。

住宅、集落道、水の確保や廃棄物の処理等、生活に欠かせない施設の充実や、買物しやすい環境や高齢者の見守りなど、日常生活に必要なサービス・機能の維持・確保が課題である。

コ 移住・交流について

山村における新たな担い手を確保し、地域経済の活性化や、賑わいの維持・回復等を図るためには、UターンやIターンをはじめとした移住を促すとともに、関係人口を増やすことによる効果が期待されることから、移住や地域のファンづくり、二地域居住等の促進が重要である。

このため、山村地域に関心を持ってもらうための情報発信等の普及、移住者等が受け入れられる生活環境の充実、二地域居住を促す体験機会の創出等の推進を図る必要がある。

サ 担い手について

総論に記載のとおり、人口減少に伴い、官民における就業者を十分に確保できていないことから、医療・福祉・教育といった公共サービスの質の低下や、金融機関等の生活必需サービスの質の低下や衰退、撤退等により、住民生活に影響が出始めている地域がある。これらの状況は、更なる人口流出に繋がる懸念されることから、就業者の確保、就業機会の創出が課題である。

こういった状況を受け、一部地域では、外国人材を活用するよう、例えば外国人技能実習生の活用を進める動きが見られるが、外国人材の生活環境の整備や地域住民とのコミュニティの形成等における課題への対応が必要となっているケースがある。

山村における深刻な人口減少の中で、産業の振興、集落・文化等の維持、住民サービスの提供等、住みやすい山村を維持・継続するためには、域内で働ける人材の活用や、地域を担う次世代の育成、外部人材の活力の取り込み、移住等による担い手獲得により、人材育成及び人材確保の取組を推進する必要がある。

シ 自然環境の保全及び再生について

本県振興山村における豊かな自然は、各地域における多面的機能の発揮に資するほか、美しい景観は、山村での日々の暮らしに潤いを与えると同時に他地域からの移住や交流を促す山村の価値や魅力の一つとして重要である。

しかしながら近年、里地里山における太陽光発電施設の設置等による無秩序な開発や、自然の回復能力を上回る崩壊、森林伐採後の植栽未済地等が問題となるケースがあることから、こういった事態の未然防止や、自然環境の回復を図る取組が重要である。

2 山村振興対策の実施状況と評価

本県では、平成 23 年 3 月に宮崎県中山間地域振興条例を制定し、振興山村等を含む中山間地域の振興について、宮崎県中山間地域振興計画を定め、総合的かつ計画的な施策の推進を行っている。

この結果、住民による地域課題の解決に向けた取組の広がりや地域の担い手の確保、移住世帯の増加など一定の成果が現れているが、振興山村等を含む中山間地域においては、人口減少、高齢化が中山間地域以外よりも早く進んでおり、買い物、交通、医療など日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保が年々厳しくなっている。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

本県の振興山村は、若者を中心とした人口流出、少子高齢化の進行、基幹産業である農林業をはじめとする地域産業の低迷など様々な課題が山積している。

一方で、コロナ禍を経て、U I J ターンを含めた若者・子育て世帯を中心に、多様なライフスタイルの実現を求めて、地方移住への関心が高まってきている。

特に振興山村においては、自身の経験や特技を活かし地域交流や活動に参加することで、やりがいや生きがい生まれ、ウェルビーイング（人々の満足度）の向上に繋がる地方ならではの豊かさがある。

本県では、平成23年3月に宮崎県中山間地域振興条例を制定し、振興山村等を含む中山間地域の振興について、宮崎県中山間地域振興計画を定め総合的かつ計画的な施策の推進を行っている。

今後の振興山村対策については、前述の課題や宮崎県総合計画及び宮崎県中山間地域振興計画等を踏まえ、振興山村において将来にわたって安心して住み続けられるよう、地域が一体となって創意工夫により「ひと」「生活」「しごと」の維持・確保に取り組みながら、長年にわたって築いてきた「くらしのゆたかさ」や「固有の文化・歴史」を引き継いでいけることを目指し、次の体系により持続的発展を推進していくものとする。

①「ひと」

今後、急速な人口減少や少子高齢化の進行が見込まれる中山間地域において、これらの影響を少しでも低減するために、地方での子育てを希望する若い世帯を含め、移住希望者の本県への移住・定住を促進するとともに、若者の県外流出の抑制や、地域を担う次世代の育成に取り組む。

また、活力のある地域づくりに向けて、外部人材の活力の取り込みを推進するとともに、二地域居住を含め様々な形で、さらなる関係人口の創出・拡大に取り組む。

ア 戦略的な移住・定住の促進

安定した雇用や居住など、移住希望者のニーズを的確に捉えて移住の促進を図るとともに、移住後の定住に向けた取組を推進する。

イ 地域を担う次世代の育成

地域の特性を生かした魅力ある教育環境の充実やふるさとに対する誇りや愛着を育む活動に取り組むとともに、県内で働くことの魅力を発信し、若者が定着しやすい環境づくりを推進する。

また、地域課題の解決・改善に向けて、これからの地域づくりを担う人材の育成に取り組む。

ウ 外部人材の活力の取り込み

地域おこし協力隊や、ボランティアによる地域活動、外部専門家による地域支援など、活力ある地域づくりに向けて、外部人材の活力の取り込みを推進する。

エ さらなる関係人口の創出・拡大

テレワークやワーケーション等の多様な働き方の広がりを契機とする新しい人の流れづくりを推進するとともに、様々な形で地域と関わる関係人口の創出・拡大に取り組む。

②「生活」

中山間地域において、日常生活に必要なサービスや機能を維持・確保していくため、引き続き「宮崎ひなた生活圏づくり」（人口減少下においても住み慣れた地域に安心して住み続けられる仕組みづくりのこと。）を市町村と連携して進めていくとともに、地域住民が中心となり、多様な関係主体が連携・協働して、持続的に地域課題の解決・改善に取り組む地域運営組織の形成を促進する。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図るとともに、安全な生活を確保するため、防災・減災に向けた体制づくりを推進する。

さらに、中山間地域が持つ多面的機能の維持・保全や地域資源等の魅力発信など、中山間地域のくらしのゆたかさを継承する取組を推進する。

I 生活を守る・支える「宮崎ひなた生活圏づくり」

ア 日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保

中山間地域における安全・安心な生活を確保するために必要な、医療・介護や福祉サービス、公共交通等の維持・確保を図る。それと並行して、基幹的集落を中心として、周辺集落・小規模集落との間を交通や物流のネットワークで繋ぐことにより、集落同士が相互に連携・補完し合いながら、日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保し、将来にわたって住み慣れた地域に住み続けることのできる仕組みづくりを促進する。

イ 地域運営組織の形成促進

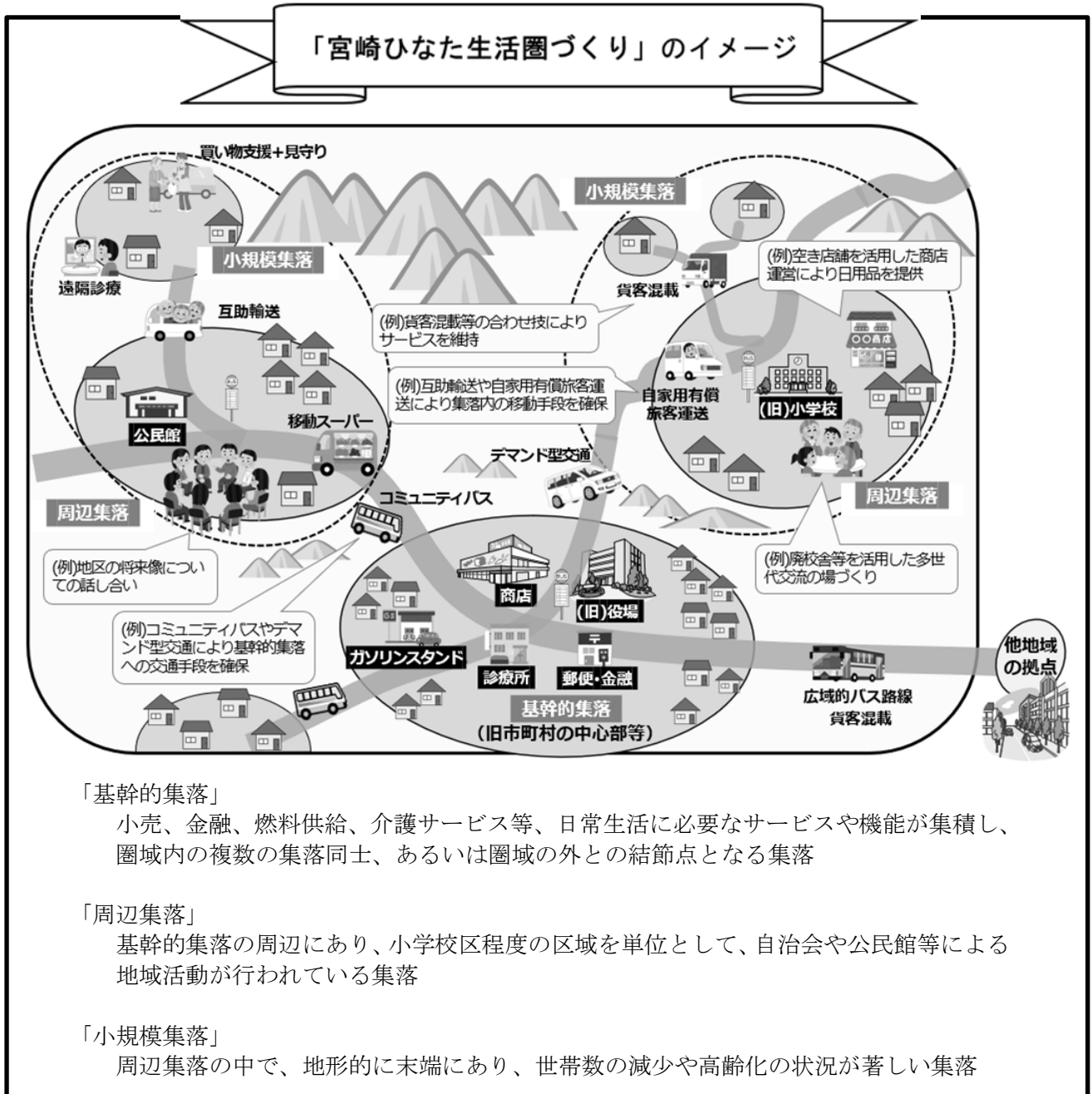
住民同士が地域の課題や将来像について話し合い、それらの共有化や合意形成を図る取組を支援するとともに、多様な関係主体が連携・協働して、持続的に地域課題の解決・改善に取り組む地域運営組織の形成を促進する。

ウ 子育て環境の充実

子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、県民全体で子育てを応援する気運の醸成や地域の絆づくりを推進するとともに、小児医療体制や母子保健対策、子どもと家庭を対象とする相談体制の整備など、子育て環境の充実を図る。

エ 防災・減災のための体制づくり

安全な生活を確保するため、地域防災の中核となる人材の育成や、住民への迅速な情報提供に努めるとともに、地域の多様な関係主体が協働した防災・減災のための取組を推進する。



「宮崎ひなた生活圈づくり」とは・・・

人口減少や少子高齢化の進行により、今後、医療・介護、福祉サービス、交通、買い物、集落活動（草刈りなど）といった日常生活に必要なサービス・機能の維持・確保が徐々に困難となっていく。

このような中、将来にわたって住み慣れた地域に住み続けるためには、上記のイメージ図のとおり、拠点となる基幹的集落を中心として、周辺集落・小規模集落との間を交通（コミュニティバス、デマンド型交通、自家用有償旅客運送、互助輸送等）や物流（貨客混載、移動スーパー等）のネットワークで繋ぐことにより、複数の集落が相互に連携・補完し合いながら日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保していくことが必要となる。

このような仕組みづくりを「宮崎ひなた生活圏づくり」という。

<「宮崎ひなた生活圏づくり」の4つの基本的な考え方>

<p style="text-align: center;">多様な主体の参加・協働 (地域運営組織 等)</p> <p>住民自らによる地域の将来人口の見通しを踏まえた話し合いや、地域の課題解決に向けた取組の開始、多様な関係主体が連携・協働した地域運営組織等の形成を促進します。</p>	<p style="text-align: center;">複数の集落をネットワーク化 (基幹的集落を核とした連携・補完)</p> <p>買い物や移動、医療・介護などの日常生活に必要なサービス・機能について、拠点となる集落に集積するなどして維持・確保し、周辺集落・小規模集落との間を交通や物流のネットワークで繋ぐことで、単独集落では提供が困難になっても、日常生活を送ることができるようにします。</p>
<p style="text-align: center;">合わせ技による効率化 (活動分野や業種の相乗り)</p> <p>単独では提供が困難になる可能性のあるサービス・機能について、例えば、乗客と宅配便をコミュニティバスで同時に運んだり、買い物支援と農産物の庭先集荷を一度に行うといったように、分野や業種の違いを超えてつなぎあわせることにより、限られた人手や設備などの資源で多様かつ小さなニーズに応えることができるようにします。</p>	<p style="text-align: center;">安心して住み続けるための セーフティネットの確保</p> <p>安全・安心な生活を確保するために必要な、医療・介護や福祉サービス、公共交通等の維持・確保を図ります。</p>

II 暮らしのゆたかさの継承

ア 多面的機能の維持・保全

多面的機能支払制度の取組や地域が一体となった鳥獣害対策、資源循環型林業や適正な森林管理を推進するとともに、地域に受け継がれてきた伝統文化の保存や継承を図る。

イ 中山間地域の魅力の発信

中山間地域が有する様々な機能や資源、魅力について、世界ブランド等を生かした取組や学校教育、地域間交流などを通して県内外に広く発信し、理解を深める。

③「しごと」

農林水産業をはじめとする中山間地域の産業を支える担い手を確保・育成するとともに、地域の特性に合った産業の振興や地域資源を生かした稼ぐ力の向上を図る。

また、ICTを活用した新しい技術や、事業の複合化や分野横断などの新しい手法を導入するとともに、地域で稼いだ所得を地域内で循環させて経済活動を活性化させる地域経済循環を促進するなど、中山間地域の「しごと」を守り、次世代に引き継ぐことのできる環境づくりに取り組む。

ア 担い手の確保・育成

農林水産業をはじめとする産業への新規就業者の確保・育成に取り組むとともに、特定地域づくり事業協同組合の仕組み等を活用した地域内外の多様な人材の参画促進や、円滑な事業承継の推進に取り組む。

イ 中山間地域の特性に合った産業の振興

果樹や夏秋野菜、花きをはじめとする収益性の高い農畜産物等の生産拡大や生産安定を推進するとともに、集落営農組織の育成や受託作業の組織化を図る。また、農林業を核としながら別の分野と組み合わせる複合的経営などの、中山間地域の地理や気候の特性に合った産業の振興に取り組む。

ウ 地域資源を生かした稼ぐ力の向上

地域の食資源を活用したフードビジネスや多様な事業者が一体となった新商品・サービスの開発を推進するとともに、中山間地域ならではの観光資源を生かした地域間交流の促進や、体験・滞在型観光の取組を推進するなど、文化や歴史、食、自然環境などの地域資源を生かした稼ぐ力の向上に取り組む。

エ 新しい技術や手法の導入

農林水産業をはじめとする産業において、ICTを活用した作業の効率化や省力化、高収益化を図る取組を推進するとともに、医療や福祉、教育、防災などの様々な分野での積極的な利活用を図る。

また、事業の複合化や新技術の開発などによる経営革新等の取組を促進する。

オ 地域経済循環の促進

地域資源を有効活用するための生産・流通・販売体制の構築や、再生可能エネルギーの利活用促進、地域で必要なものを地域で生産し、地域で消費する意識醸成を図る取組等により、地域経済循環を促進する。

2 交通施策に関する基本的事項

道路の整備については、東九州自動車道や九州中央自動車道を始めとした高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、社会資本整備総合交付金等を積極的に活用し、計画的な道路網整備を推進する。

また、交通の確保については、国、県、市町村、交通事業者等が連携して、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図るとともに、利用促進に取り組み、路線バス等の公共交通機関の運行維持に努める。

〈振興施策〉

・ 国道・県道・市町村道の整備

国県道については、力強い「経済」の浮揚を支援する道づくり、定住自立を図る「地域」の発展を支援する道づくり、安全・安心な「暮らし」の確保を支援する道づくりの3つの基本方針に基づき、計画的な道路網整備を推進する。

また、市町村道については、産業振興及び住民生活の安定を確保するため、安全で信頼性の高い道路の整備を積極的に推進する。なお、基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するものの新設及び改築については、県が行うことができる。

・ 交通確保対策

交通の確保については、国、県、市町村、交通事業者等が連携して、広域的・幹線的なバス路線やコミュニティバス等が効果的に接続する公共交通ネットワークを構築するとともに、公共交通機関の利用促進に取り組み、必要な路線の維持・確保に努める。

3 情報通信施策に関する基本的事項

少子高齢化や人口減少が進行する中、振興山村が持続的に発展していくためには、デジタル技術をはじめとする技術革新に対応しながら、持続可能な社会を築いていく必要がある。

このため、「宮崎県デジタル化推進計画～みやざきDXプラン～」に基づき、情報通信基盤の整備促進を図るとともに、農林水産、交通、医療や福祉、教育、防災など様々な分野でデジタル化を推進する。

また、デジタル人材の育成やデジタルリテラシーの向上を推進する。

〈振興施策〉

- ・ 農林水産や医療など様々な分野におけるデジタル技術の活用促進
- ・ 情報通信基盤の整備促進
- ・ 行政・産業分野におけるデジタル人材の確保・育成
- ・ 高齢者等のデジタルデバイド対策

4 産業基盤施策に関する基本的事項

本格的な少子高齢化に加え、都市部への人口流出により振興山村では人口減少が一層深刻な問題となっている。このような中、振興山村では暮らしていくことのできる収入の糧があること、すなわち「仕事がある」ことが何よりも重要である。

振興山村における基幹産業は農林業であるが、農業については、自然的、社会的条件が都市部と比べ不利であることから、農業の持つ多面的機能を含め、振興山村

特有の地域資源を最大限に活用し、付加価値の高い農業を展開するための生産対策を講じることが重要となっている。

また、林業については、水源の涵養や山地災害の防止といった森林の持つ多面的機能の発揮に重要な役割を担っているが、木材価格の長期低迷に伴う林業採算性の低下、森林所有者の経営意欲の減退、林業担い手の減少、高齢化等の諸問題が依然として続いている。

このため、木材の生産・加工・流通体制の整備を推進するとともに、多彩な林業生産活動の展開を図りながら、環境の保全にも寄与する魅力ある林業を確立していくとともに、林道等の計画的・効果的な整備に努める。

また、振興山村は交通アクセスに恵まれていない地域が多く、企業の立地条件としては厳しい状況にあるとともに、人口減少や消費ニーズの多様化、地域間競争の激化等により、地場産業や商業等についても厳しい状況にあるが、一方では、心安らぐ自然や神楽・祭りなどの伝統文化、様々な農林水産資源など、「癒し」や「感動」を求める最近の観光ニーズに応えられる豊富な資源を有している。

このため、今後は研究開発、需要開拓、情報発信を継続して行い、産業の育成・活性化を図るとともに、地域特性を生かす企業立地の推進や、地域産業の活力を生み出すために起業に係る環境整備を図り、さらに、地域資源を活用したグリーン・ツーリズム等の体験・交流型観光を促進する。

さらに、市町村等と連携して、農林業や観光だけでなく福祉やICTなども含めた新たな発想による所得向上の取組を推進する。

〈振興施策〉

・ 農業

各地域の特性を生かした収益性の高い品目の導入や多様な事業者の連携による新ビジネス創出の促進、耕畜連携の体制強化や放牧の推進による飼料自給率の向上、生産者や農業団体が連携した地域ぐるみでの畜産生産基盤の強化、地域の実情に応じた多様な担い手の確保・育成や生産基盤整備の推進を図り、農業の持つ多面的機能の維持・促進も含めた農業・農村振興施策の展開を図る。

・ 農道整備

通作条件の改善や大型機械の導入による効率的な営農の展開を可能にするとともに、農村地域の生活環境の向上を図るため、計画的な農道の整備に努める。

・ 林業

木材の生産をはじめ、国土の保全や水源の涵養、二酸化炭素の吸収・固定など森林の持つ多面的機能を高度に発揮するため、「伐って、使って、植えて、育てる」という資源循環型林業を確立するとともに、広葉樹の植栽や針広混交林への誘導など、健全で多様な森林づくりを推進する。

また、公共施設等の木造化、内装の木質化等を推進するとともに、新たな市場開拓や新製品開発を含め、品質・性能の確かな製材品の加工・流通の強化を進め

るなど、県産材の需要拡大を図る。さらに、しいたけ等特用林産物の振興を図るため、生産基盤の整備、消費拡大等、多彩な林業生産活動の展開を図りながら、環境の保全にも寄与する魅力ある林業を確立していく。

- ・ **林道整備**

適正な森林管理や効率的な林業経営を推進するために、計画的・効果的に林道と作業道を組み合わせた路網を整備し、基幹的な林道については、県の代行事業により計画的な整備に努める。また、振興山村の交通利便性と生活環境の改善を図るため、公道等と一体となった緑資源幹線林道、森林基幹道、林業専用道等幹線的な林道や、集落間を接続する林道を整備するなど、広域的な路網ネットワークの構築に努める。

なお、振興山村における市町村が管理する基幹的な林道（市町村が管理する基幹的な林道で振興山村とその他の地域を連絡するものを含む。）で農林水産大臣が指定する道路については、必要に応じて県が市町村に代わってその整備を行う。

- ・ **地場産業**

公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターをはじめとする関係団体等との連携を図りながら、地域資源の高付加価値化等による「売れる商品」づくりを推進するとともに、「みやざき物産館KONNE」や「新宿みやざき館KONNE」等の情報発信拠点の活用を通じ、消費者ニーズの的確な把握や商品特性に応じた販売ターゲットの選定、販売ルートの開拓等を行うことにより、地場産業の育成、支援に努める。

- ・ **企業立地**

振興山村は空港や高速自動車道等へのアクセスに恵まれていない地域が多く、企業の立地条件としては厳しい状況にあるが、農林水産資源等の地元資源を有効に活用した製造業など、地域特性を生かした企業の立地を推進するとともに、既に立地している企業の意見や要望などに対するフォローアップ活動や、工場増設等の際における財政的な支援などにより、既存の雇用の場の維持拡充を図る。

- ・ **起業・創業の促進**

地域産業の活力を生み出すためには、起業の促進を図る必要があり、市町村が創業支援事業計画に基づき設置したワンストップ相談窓口や、商工会議所や商工会、さらには公益財団法人宮崎県産業振興機構に設置した「宮崎県よろず支援拠点」やコーディネーター等を活用し、中小企業等の様々な課題の解決に努め、中小企業等の創業・新分野進出への取組を支援する。

農林業や地域産業を中心としながら、様々な分野や関係団体と連携のもと、農林産物を活用した食品加工や流通等、フードビジネスの推進をハード、ソフト両面から促進する。

また、「みやざきフードビジネス相談ステーション」からの専門家の派遣、多様な事業者間の交流活性化や新ビジネスの創出支援等を実施し食資源の高付加価値化の取組を推進する。

- ・ **商業**

商店街の魅力向上のためのハード事業やソフト事業の取組を支援するとともに、個店に対する助言・指導等の支援を行うなど、商業機能の保持に努める。

また、振興山村における商店が果たすコミュニティ機能に着目し、交流スペースを設けるなど、そのコミュニティ機能の維持・強化に努めるとともに、商店の経営継続のための事業承継などを支援する。

- ・ **観光**

地域資源を改めて見直し、最大限に活用することで、グリーン・ツーリズム等の体験、交流型観光などを促進するとともに、各地域の観光資源を連携させた広域的な観光ルートを形成し、観光入込客の増加を図る。

5 産業振興施策に関する基本的事項

振興山村は農業生産に関して地理的・地形的条件の制約を大きく受けることが多い。また、林業についても、木材価格の長期低迷に伴う林業採算性の低下などにより、環境は厳しさを増している。

このため、農林業の生産施設の整備等により生産基盤の強化を図る。

地域の基幹産業である農林業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を生かし、その土地の資源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図る。

また、世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域（平成 27 年登録）や祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク（平成 29 年登録）、ユネスコ無形文化遺産の登録を目指す神楽など、本県が誇る世界ブランド等を活用し、地域住民、市町村、企業・団体等との連携のもと、国内外への情報発信を強化することにより、交流人口や関係人口の拡大、地域への誇りの醸成を図り、持続可能な地域振興を推進する。

森林及び農業・農村の有する多面的機能を将来にわたり健全に発揮させていくため、各分野の有する機能ごとに適切な整備・保全を推進するとともに、農業の生産性の向上や認定農業者等の意欲ある担い手の育成・確保を図るために、地域条件に即した弾力的なほ場整備や用排水施設等の整備を進める。

イノシシやシカ、サル等の野生鳥獣による農林作物等への直接的な被害にとどまらず、農林家の作付け意欲の減退や作付けの断念など数値で計れない影響を地域に及ぼしていることを踏まえ、「鳥獣を寄せつけない『地域力』の向上」を目指し、総合的な鳥獣被害対策を推進する。

〈振興施策〉

・ 農業

マーケットインの視点に立った生産体制の構築や生産性向上のための新技術の導入、生産施設の整備などを推進する。

また、営農条件に適合した品種・技術の開発や普及、ICTを活用した農業生産面での技術革新、企業的経営体へのステップアップなどを進める。

・ 林業

森林資源の循環利用を確立するため、林業の生産性向上に資する高性能林業機械等の導入や、木材産業の基盤強化に資する木材加工流通施設の整備等を推進し、木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定供給体制を構築する。

・ 特産物の生産振興

地域の特性を生かした品目の生産振興を図る。

・ 加工業及び販売業との連携促進

木製品・食品関連等の地場の農林水産物を活用した加工業及び販売業との連携を促進する。

・ 再生可能エネルギー

森林資源の有効な活用方法として、バイオマスエネルギーの利用促進を図り、地域に経済的利益が還元されるような仕組みづくりに取り組むとともに、小水力等の地域資源を生かした新エネルギーの導入を促進する。

・ 観光業の振興

グリーン・ツーリズムや森林セラピーなどを活用した体験・滞在型観光、農家民泊をはじめとする各種の体験メニュー等を取り入れた教育旅行の誘致等を推進する。

・ 山村の振興に寄与する人材育成

林業や木材に関する専門的な技術や知識を持った担い手の養成や事業体等の育成、新規参入者の確保について、市町村と連携を密にして取り組む。また、地域全体の森林経営・管理の指導を行う「フォレスター」や集約化施業を推進する「森林施業プランナー」を養成する。

・ 森林の保全

適正な森林管理を促進し、森林の有する多面的機能を発揮するため、「伐って、使って、植えて、育てる」という資源循環型林業の確立を図るとともに、広葉樹の植栽、天然林の保全等による地域の特性に応じた多様な森林づくりを推進する。

また、松くい虫やシカなどによる森林病虫獣害対策及び林野火災対策を推進する。

- ・ **農用地の保全**

農業の生産性の向上や地域農業の中心となる担い手の育成・確保を図るため、優良農地を確保し、農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化を促進するとともに、農地、農業用水等の保全のため地域の共同活動により行われる取組や農業生産活動の継続を推進する取組を支援することで遊休農地の発生を防止する。

また、地理的条件に応じた弾力的なほ場整備や用排水施設等の整備・維持管理を進める。

- ・ **鳥獣被害対策の推進**

鳥獣を近づけない集落環境づくりや徹底的な追い払い等の地域が一体となって取り組む被害防止対策や、第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲等による個体数の管理、野生鳥獣が生息しやすい多様な森林づくり、中山間地域の有用な資源である捕獲鳥獣の利活用を推進することで、継続的な鳥獣被害対策を推進する。

6 防災に係る施策に関する基本的事項

振興山村は大規模な山林火災や土砂崩壊が発生しやすい状況にあるが、消防水利や消防車両等の配備状況の低い地域が多い。

このため、消防施設等の整備を推進し、消防力の強化を図るほか、緊急医療体制については各種救急医療情報提供体制の充実を促進する。

振興山村は急峻な地形が多いことなどから災害の危険性が高いため、これまで災害に強い県土づくりを推進してきたが、今後とも、災害防止対策を講じていく必要がある。

このため、災害防止のための施設整備と防災情報の提供等のソフト対策が一体となった防災対策を推進する。

〈振興施策〉

- ・ **消防・救急施設の整備**

消防施設、資機材等の整備を推進し、非常備町村の消防常備化や消防広域化などの推進に努め、消防力の強化を図る。

また、若年層の流出や高齢化の進行等により消防団員の確保が課題となっているため、消防団員及び消防団活動に協力的な事業所の表彰などによる士気の高揚を図るとともに、消防団広報紙、新聞・ホームページ等を活用して県民へ消防団活動の普及啓発を行うことにより消防団員の加入促進に努める。

振興山村は地形的・自然的条件から土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂災害や水害の影響を受けやすいため、施設整備と防災情報の提供等のソフト対策が一体となった防災対策や山地を含めた流域全体での総合的な土砂管理を推進し、

地域住民の生命・財産を守り、安心して暮らせる地域づくりを進める。

また、機能が低下した保安林の整備などにより、災害に強い森林づくりを推進する。

7 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

振興山村では、他地域に比べ医師・看護師等の医療従事者や医療施設の確保等が困難な状況にある。

このため、医療従事者の確保や市町村立医療機関の充実促進に努める。

〈振興施策〉

・ 医療の確保

市町村、大学、医師会、看護協会等と密接に連携を図りながら、医師・看護師等の医療従事者の養成・確保に積極的に取り組むとともに、自治医科大学卒業医師の派遣やへき地診療所の施設・設備整備、運営費に対する補助、へき地医療拠点病院等による巡回診療等を計画的に実施する。

また、防災救急ヘリの有効活用やドクターヘリの運航支援など、関係機関と連携を図りながら山村地域における救急医療の確保に取り組むとともに、二次医療圏における中核的な医療機関と市町村立病院・診療所との機能分担・連携体制の強化に努める。

8 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項

振興山村では、他地域に比べて少子高齢化が進んでおり、子育て環境の整備が課題となっている。

地域の実情を踏まえた子育て支援策などを推進する。

高齢化が進行する中、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、医療・介護・予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化して提供し、高齢者を地域全体で支えていく「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、計画的にサービス基盤の整備を図る。

〈振興施策〉

・ 子育て環境等の整備

母子保健対策や児童福祉の向上については、「健やか親子21」や「宮崎県子ども未来応援プラン」等に基づき、地域における母子保健の推進や幼児教育・保育の確保に向けた取組を支援するとともに、子ども・子育てに関する各種施策を推進し、安心して子どもを生み、育てられる環境の整備に努める。

・ 保健対策の推進

自主的かつ個々の特性に応じた健康教育・機能訓練等の実施、健康診査の受診率の向上等に向けた取組を推進し、保健事業の一層の充実を図る。

また、高齢者が脳卒中などを発症し、介護を要する状態になっても、住み慣れ

た地域で生き生きとした生活ができるよう保健・医療・福祉等の関係機関の連携による地域リハビリテーション支援体制の充実・強化を図る。

- ・ **人材育成や介護サービスの供給体制の整備**

地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・育成のため、修学資金の貸付、専門研修の実施、介護現場の生産性向上などの取組を進めるとともに、「地域医療介護総合確保基金」を活用することにより、関係機関等と連携して多様な人材の参入促進、資質の向上や労働環境・処遇の改善等の施策を推進する。

また、「宮崎県高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるよう、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備を促進する。

- ・ **高齢者の多様な社会参加の促進**

誰もが生き生きと暮らせる健康・福祉の社会を築くため、高齢者が長年培ってきた知恵や経験、技能、意欲などを積極的に活用できるよう、自分に合った高齢者の「多様な社会参加の仕組みづくり」等に努めるとともに、高齢者が生きがいを持って生活できるよう、スポーツや文化面での活動を支援する。

9 文教施策に関する基本的事項

豊かな自然や地域の伝統文化、地域社会における支え合う心の強さなど人間社会を支えていくうえで大切なものが数多くある振興山村において、学校は、これらを育むコミュニティの拠点である。

このため、児童生徒数の動向や地域の特性を踏まえながら計画的な施設整備を進めるほか、公立図書館や公民館についても、機能の一層の充実を図る。

また、地域固有の文化資源の価値を見つめ直し、現在の生活の中で継承し発展させていくことや、文化活動の活性化と交流により新しい地域文化の創造を推進していくことは個性的で魅力ある地域づくりをさらに進展させることとなる。

このため、地域の貴重な文化的財産の保存・活用を促進するとともに、地域住民主体による文化活動や文化交流を支援する。

〈振興施策〉

- ・ **教育施設等の整備**

地域住民の学習、文化及びスポーツ・レクリエーション活動の場としての活用にも配慮した学校の施設・設備の整備や、老朽化した校舎・屋内運動場の改修、耐震補強及び改修の推進、ICT教育に対応した教育環境の整備等について、児童生徒数の動向や地域の特性を踏まえながら計画的な整備を進める。

また、教育に伴う保護者の経済的負担の軽減のため、奨学金や通学費等の補助などの修学支援制度を今後とも堅持する。

- ・ **集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備**

多様化・高度化した学習・情報・娯楽等のニーズに応えるため、地域住民の生涯学習を支援する中核施設として電子図書館等も活用した公立図書館や公立公民館図書室の整備や資料の充実を図るとともに、公民館を活用した各種講座の開催や、自治体の枠を超えた広域的な連携、インターネット等を活用した情報提供の推進など機能の一層の充実を図る。

また、生涯を通してスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を営むことができるよう、生涯スポーツプログラムの開発や、総合型地域スポーツクラブの設立・育成支援によるスポーツ機会の拡大、利用者のニーズに応じた効率的なスポーツ施設や指導体制の整備に努める。

- ・ **地域文化の振興**

文化施設における事業の充実や、県有文化施設のアウトリーチ活動などにより芸術文化の鑑賞機会の充実を図るとともに、地域住民主体による文化活動や文化交流を支援する。

また、伝統芸能、民俗資料、史跡等の貴重な文化的財産の保存・活用や伝統芸能承継者などの地域文化の担い手の育成に努める。

さらに、各地域に受け継がれてきた民俗芸能や祭り、神話・伝承などの特色ある文化資源を観光振興や地域づくりなどに活用する取組を推進する。

10 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項

振興山村の水道施設は小規模なものが多いため、広域的整備を踏まえた計画的かつ効果的な水道施設の再整備を図る。

生活排水処理施設の整備が河川等の水質保全に大きな役割を果たすことから、河川の下流域の水質保全を図るため、上流域の山村地域においては、合併処理浄化槽その他処理方式の特性を比較した上で、効率的・効果的な整備を促進する。

さらに、廃棄物処理施設については、長期的展望に立った計画のもとに、広域的なごみ処理施設整備を図る。

併せて、容器包装リサイクル法等関係法令の円滑な実施に向け、市町村と連携してごみの減量化・リサイクルの推進に努める。

集落は、住民の生活の場であるだけでなく、里道等の維持管理、民俗や伝統芸能等の伝承、農繁期等における相互扶助といった様々な機能を持っているが、過疎化、高齢化の進行とともに、その機能の維持等について懸念されることから、今後の集落の活性化に当たっては、地域の将来は住民自らが決定するとの基本的な考えに基づき、住民の自主的かつ主体的な集落づくりの取組を支援していく必要がある。

また、集落機能の維持、活性化を図り、複数の集落での役割分担や相互補完を図りながら、住民がいつまでも安心して住み続けられる地域づくりを推進する。

〈振興施策〉

・ 水道施設、生活排水処理施設の整備

振興山村の水道施設は小規模なものが多いため、水道水源の確保、水道事業の経営基盤及び維持管理体制の強化を図り、また水道未普及地域の解消を促進するとともに、広域的整備を踏まえた計画的かつ効果的な水道施設の再整備を図る。

また、生活排水処理施設については、合併処理浄化槽を中心に地域の实情に即した効率的・効果的な整備を促進する。

・ 廃棄物処理施設

ダイオキシン排出規制等に対応した高度な環境保全対策や資源循環型社会構築へ向けたリサイクルの推進を効率的に行うため、長期的展望に立った計画のもとに、広域的なごみ処理施設整備を図る。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、できる限り資源化を図ることとし、施設整備を行う場合は、汚泥再生処理センター方式で進めることとする。

・ ごみの減量化及びリサイクルの推進

振興山村においては、小規模な集落が点在し、ごみの収集運搬に係る経費がかさむことなどから、ゴミの減量化・リサイクルの推進に必要なごみの分別収集体制の構築について課題を残している。

このため、今後、広域的なごみ処理体制を整備するとともに、各種リサイクル法等関係法令の円滑な実施に向けて、市町村と連携し、ごみの減量化・リサイクルの推進に努める。

・ 集落機能の維持・確保

中山間地域において、日常生活に必要なサービスや機能を維持・確保していくため、引き続き「宮崎ひなた生活圏づくり」を市町村と連携して進めていくとともに、地域住民が中心となり、多様な関係主体が連携・協働して、持続的に地域課題の解決・改善に取り組む地域運営組織の形成を促進する。

また、振興山村への移住・定住の推進に当たっては、住まいの確保が重要であることから、空き家の活用を含めた環境整備を促進する。

11 移住・交流施策に関する基本的事項

振興山村における人口の社会減対策の一つとして、移住・定住の促進を図るとともに、交流人口の拡大や外部人材の活用、二地域居住を含め様々な形で地域に関わる関係人口の創出等を通じて地域間交流の促進を図り、地域活性化の取組を推進する。

〈振興施策〉

・ 移住・定住の促進

移住・定住の促進に当たっては、市町村と連携し、移住相談窓口「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」を通じた情報提供や働きかけ、空き家の活用など

を含めた住まいの確保への支援、移住者が円滑に振興山村に溶け込み定住へとつながるためのフォローアップの充実等を図るものとする。

・ 交流人口の拡大及び関係人口の創出

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークにおいては、大分県との連携のもと、広域的な自然環境の保全や持続可能な観光の推進、教育・文化分野における協働を通じて、地域全体の魅力向上と交流の拡大を図るとともに、交流人口や関係人口の拡大、地域への理解と共感の深化、地域産業の振興を推進する。

都市住民に対し、振興山村の持つ多面的機能の理解促進を図るとともに、新しい生活様式と多様なニーズに対応した農泊等のグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムの振興、多様な滞在・交流形態の促進等により交流人口の拡大及び関係人口の創出を図る。

また、交流人口の拡大を図るに当たっては、各地で整備が進んだ各種交流施設の有効活用を推進するとともに、都市住民も巻き込んだ地域づくりを展開し、振興山村と都市との相互補完関係の構築を図る。

さらに、「中山間盛り上げ隊」や「地域おこし協力隊」を生かして、振興山村の住民と都市住民との交流を積極的に推進するとともに、振興山村における地域づくりグループを組織化し、研修会やイベントの開催を通して、新しい発想と強い意志・行動力を持つ地域づくりの担い手を育成する。

12 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項

産業の種別を問わず就業者の減少や高齢化が進む中、地域の産業、文化の維持・発展や安心して生活できる地域社会の自立的かつ持続的な発展を図るためには、意欲と能力のある力強い担い手を確保・育成することが極めて重要である。特に農林業における担い手不足は深刻であることから、就業機会の確保・創出や労働条件の改善等により、多様な担い手の育成・確保を図る。

〈振興施策〉

・ 人材育成及び人材確保

振興山村の地域社会としての維持・活性化を図るため、「地域おこし協力隊」等、集落を支える人材の受入に取り組み、地域活動を補う原動力としての人材の確保に努めるとともに、様々な人材の連携・交流を促進することで、定住につなげる。また、医療、福祉をはじめとする様々な分野で、都市部との相互人材交流に取り組むこと等により、振興山村において不足している専門人材の育成・確保を促進する。

さらに、住民の自治力を高め、住民自身が地域の将来像について検討し、地域課題に取り組むことができるよう、地域リーダーの育成や活動支援を促進するとともに、住民とともに集落活動を推進する集落支援員等の地域サポート人材を育成する。

また、男性だけでなく女性の意欲や能力を地域に活かすことは、様々な課題を

抱える地域社会にとっても重要であることから、地域の意思決定過程への女性の参画拡大を推進するとともに、男性も女性も能力を最大限発揮できるような環境整備を進めることで、より一層地域の活性化を図ることとする。

加えて、特定地域づくり事業協同組合の設立支援に取り組むことにより、年間を通じた安定的な雇用環境等を確保することで、地域内外の若者等の人材の確保を図る。

- **林業担い手**

就労環境や雇用条件の改善、機械化の推進を図り、若者にも魅力ある職場づくりを進め、新規参入を促進するとともに、みやざき林業大学校による就業希望者の育成、林業就業に必要な資格取得の促進及び林業研究グループの活性化に努め、林業担い手の確保・育成を図る。

また、森林組合を始めとする林業事業体の雇用管理の改善や事業の合理化を促進し、経営基盤の強化を図る。

- **農業担い手**

地域農業の中心となる担い手や他産業との連携を図りながら、新規就農者の確保・育成に努めるとともに、高齢農業者や定年帰農者等が農業を営める環境づくり、女性・青年農業者が活躍できる場づくり等を推進する。

また、集落人口の減少や担い手の高齢化により不足する作業労力を補完するため、作業受託組織や集落営農組織の育成を図るとともに、これら組織の法人化による農業就業の場の創出など、産地の生産力維持・向上に必要な支援体制の構築を推進する。

13 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項

森林・農地の適正な管理を促進するとともに、森林・農地や農山村の果たす役割について県民の理解醸成を図る。

〈振興施策〉

国土・環境保全などの公益的機能を有する森林・農地が、社会共通の財産であるという認識のもと、森林・農地の適正な管理とその管理を担う農山村地域の活性化に向けての国の制度・政策の導入を促進するとともに、森林・農地や農山村の果たす役割について県民の理解醸成を図る。

IV 他地域振興等に関する計画との関連

本県振興山村地域の振興を図る諸施策については、県政運営の基本指針である宮崎県総合計画や宮崎県中山間地域振興計画、宮崎県森林・林業長期計画、宮崎県農業・農村振興長期計画、宮崎県地域防災計画、宮崎県国土強靱化地域計画、水循環基本計画、宮崎県過疎地域持続的発展方針等における振興山村の位置付けを考慮し、総合的な調整を図りながら、広域的な視点に立って推進していくものとする。